

# 住宅宿泊事業定期報告様式

【様式11】

住宅宿泊事業法第14条の規定により、住宅宿泊事業者は偶数月の15日までに、前2か月の定められた事項について、民泊制度運営システムで自治体に報告する必要があります。

※システムで報告できない場合には、下の表の太枠部分を記入し、下記の方法により、期限までに当報告様式を北区にご送付下さい。

①郵送の場合	〒114-0001 北区東十条2-7-3 北区保健所生活衛生課環境衛生担当宛てにご送付ください。
②FAXで送付の場合	FAX番号「03-3919-3308」宛てにご送付ください。
③電子メールで送付の場合	北区の住宅宿泊事業専用メールアドレス宛てにご送付ください。 メールのタイトルは「住宅宿泊事業・定期報告」としてください。

事業者名						
届出番号	第M13					号
報告対象期間	20		年度		月～	月分
宿泊日数	日					
宿泊者数	人					
延べ人数	人					
国籍 又は 地域	日本		人	韓国		人
	台湾		人	香港		人
	中国		人	タイ		人
	シンガポール		人	マレーシア		人
	インドネシア		人	フィリピン		人
	ベトナム		人	インド		人
	英国		人	ドイツ		人
	フランス		人	イタリア		人
	スペイン		人	ロシア		人
	米国		人	カナダ		人
	オーストラリア		人	その他		人
宿泊日 ※宿泊させた日にちを 記入してください。 (例)4/5、4/6、4/10						
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・偶数月の15日までに、前2か月分の報告が必要です。(例:6月1日～7月31日の報告を8月15日までに行う。)</li> <li>・宿泊させた日数が0日の場合でも、その旨の報告が必要です。(0日、0人での報告)</li> <li>・定期報告についてご不明点がございましたら、生活衛生課環境衛生担当までお問い合わせください。</li> </ul> Tel:03-3919-0720(直通)					